

保 発 1108 第 1 号
令 和 4 年 11 月 8 日

各健康保険組合理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

令和 4 年度高齢者医療運営円滑化等事業（成果連動型民間委託契約方式保健事業（国庫債務負担行為分））の実施について

今般、別紙のとおり「令和 4 年度高齢者医療運営円滑化等事業（成果連動型民間委託契約方式保健事業（国庫債務負担行為分））実施要綱」を定めたので通知する。

令和4年度高齢者医療運営円滑化等事業（成果連動型民間委託契約方式保健事業（国庫債務負担行為分））実施要綱

1 事業の目的

この事業は、健康保険組合が成果連動型民間委託契約方式による保健事業等を行い、事業の事例を蓄積することにより、成果連動型民間委託契約方式の一層の普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、健康保険組合とする。

3 事業の内容

健康保険組合が行う成果連動型民間委託契約方式による保健事業

4 経費の負担

この要綱に基づき実施する事業に要する費用については、「令和4年度高齢者医療運営円滑化等事業費（成果連動型民間委託契約方式保健事業（国庫債務負担行為分））の国庫補助について」（令和4年11月8日厚生労働省発保1108第7号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和4年度高齢者医療運営円滑化等補助金（成果連動型民間委託契約方式保健事業（国庫債務負担行為分））交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 留意事項

申請手続等については、それぞれ別途定める通知により行うものとする。

対象となる健康保険組合の選定等にあたっては、別途定める公募要領に沿って行うものとする。